

基労補発第 0331002 号  
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補 償 課 長

「義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領」について

義肢等補装具支給要綱（平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号の別添）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり作成したので、本取扱いに遺漏なきを期されたい。

## 義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領

平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号「義肢等補装具支給要綱の制定について」の別添「義肢等補装具支給要綱」(以下「要綱」という。)中の別表の 2 の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)のモジュラー方式車いすに係る部分並びに 3 の(1)、(2)、(3)及び(4)については、それぞれ以下の第 1 の 1、2、3、4 及び第 3 並びに第 2 の 1、2、3 及び 4 により取り扱うこととされたい。

## 第 1 支給に関する取扱い

## 1 殻構造義肢

## (1) 製作工程

殻構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

## (2) 価格構成

要綱の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

## ○使用材料費

- 素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

## ○製作加工費

- 作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の  
作業時間相当人件費
- 製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。(図-1 参照)

殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-2、3 参照)

図-1 殻構造義肢の価格体系

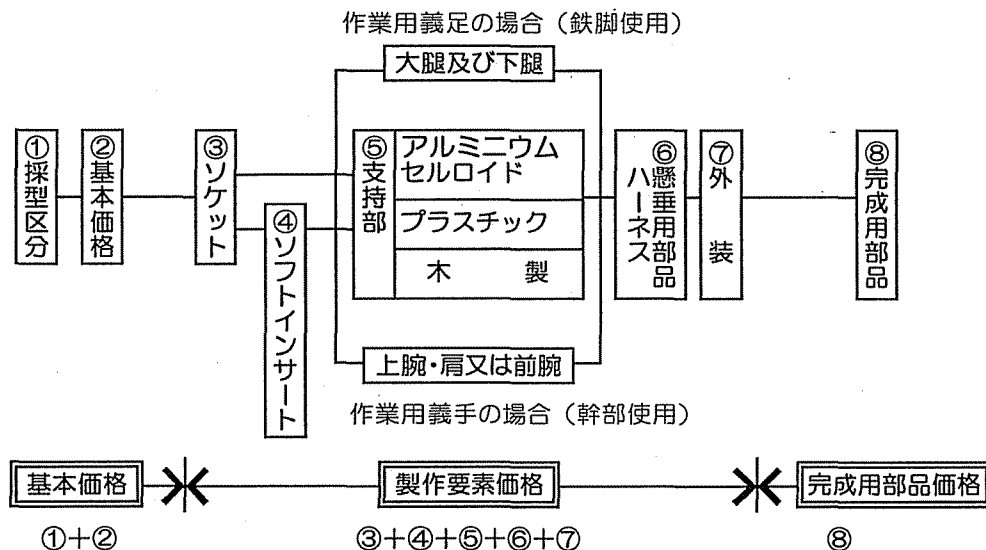


図-2 殻構造上腕義手の構成例

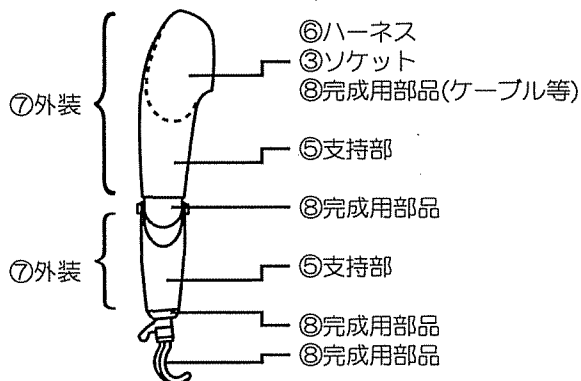
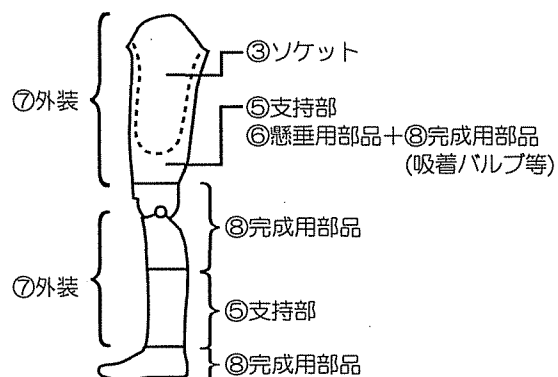


図-3 殻構造大腿義足の構成例

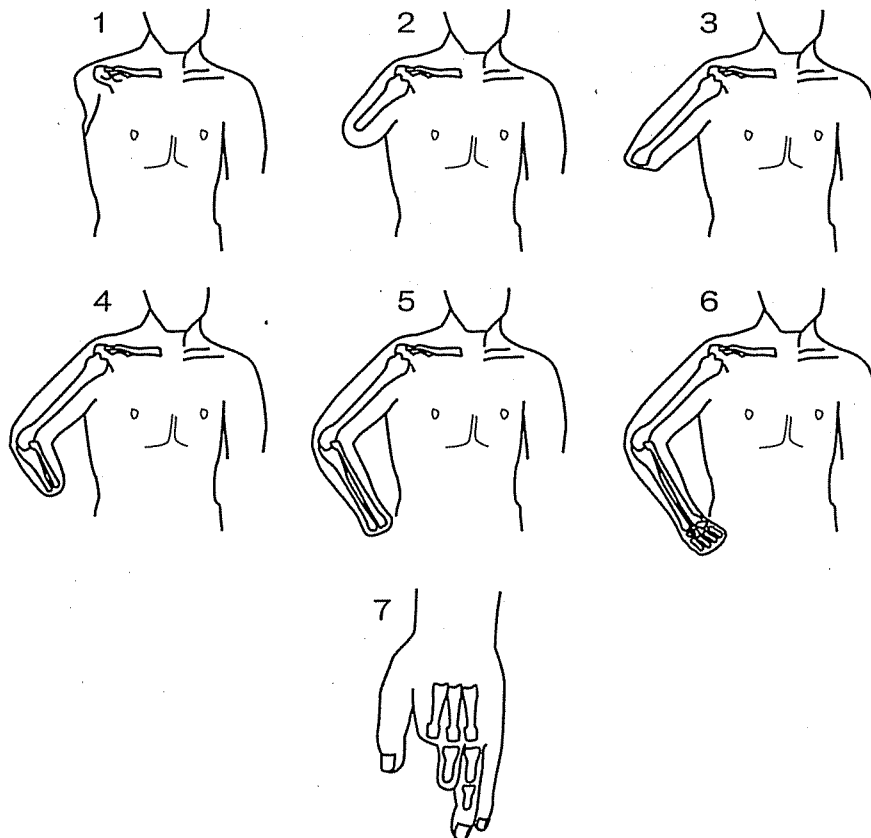


### (3) 基本価格

#### a 義手

- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-4 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| A-1 肩 義 手 | A-2 上腕義手  | A-3 肘 義 手 |
| A-4 前腕義手  | A-5 手 義 手 | A-6 手部義手  |
| A-7 手指義手  |           |           |
- (c) 採型区分の「A-7」は、手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 顎上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨顎部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (e) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。
- (f) 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。

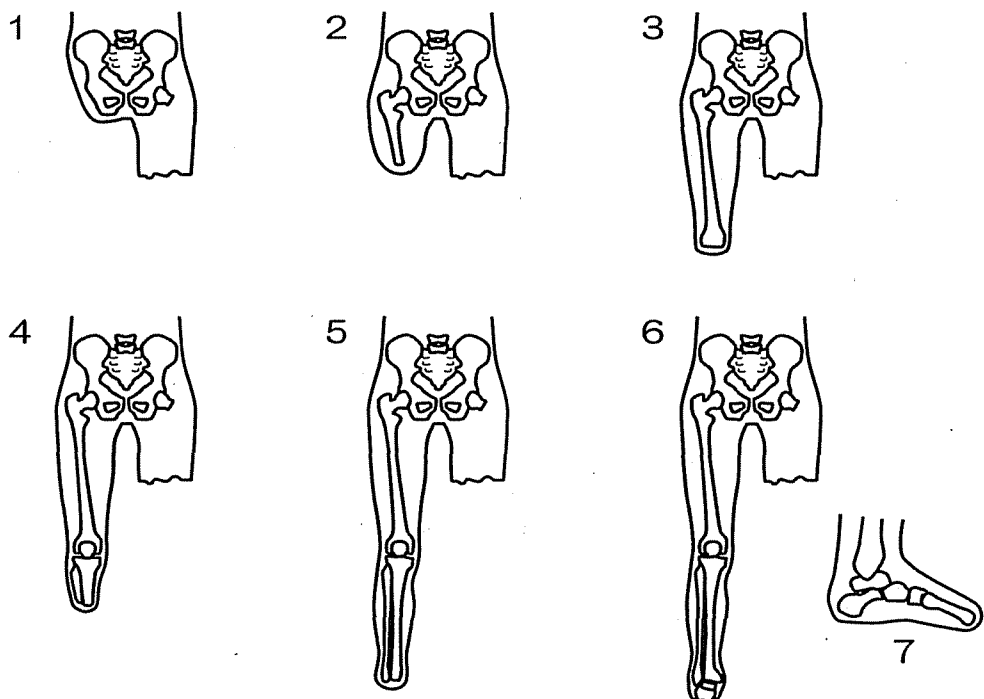
図-4 義手の採型区分



b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-5 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- |     |            |     |                  |     |       |
|-----|------------|-----|------------------|-----|-------|
| B-1 | 股 義 足      | B-2 | 大腿義足             | B-3 | 膝 義 足 |
| B-4 | 下腿義足       | B-5 | 下腿義足 (サイム義足)、果義足 |     |       |
| B-6 | 果義足、足根中足義足 | B-7 | 足指義足             |     |       |
- (c) 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。
- (e) キップシャフト(短断端切断用)は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (f) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (g) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (h) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (i) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図-5 義足の採型区分



#### (4) 製作要素価格

##### a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F. R. P. (繊維強化プラスチック) のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

##### b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- (e) シリコーンとは、F. R. P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

##### c 支 持 部

- (a) 装飾用又は能動式義手及び常用義足の場合
  - i 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。
  - ii 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。

| 名 称     | 加 算 部 位    |
|---------|------------|
| 肩 義 手   | 肩部・上腕部・前腕部 |
| 上 腕 義 手 | 上腕部・前腕部    |
| 前 腕 義 手 | 前腕部        |
| 股 義 足   | 股部・大腿部・下腿部 |
| 大 腿 義 足 | 大腿部・下腿部    |
| 下 腿 義 足 | 下腿部        |

- iii サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。

##### iv 支持部の加算方法

- (i) 図－6 及び図－7 のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線

部分の大小にかかわらず支持部を加えること。

(ii) 支持部の価格は、使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。

(iii) 支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。

(iv) オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。

(v) 外装の価格は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

(vi) 熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。

(vii) 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

図-6 支持部を加算できるソケット

図-7 支持部を加算できるソケット

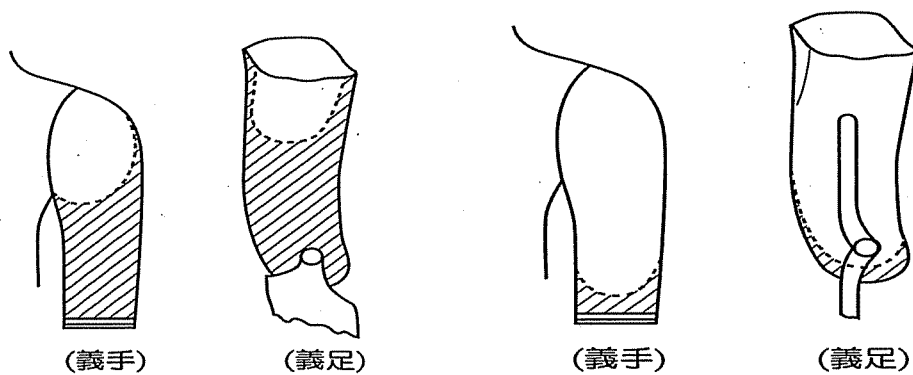
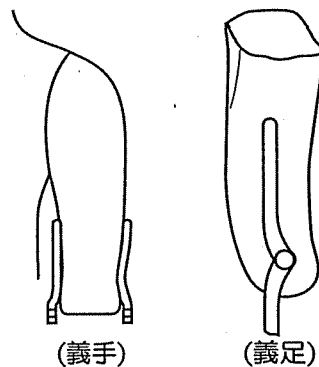


図-8 支持部を加算できないソケット



(b) 作業用義手（幹部）及び作業用義足（鉄脚）の場合

i 作業用義手（幹部）

(i) 肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・上腕部のみを加えること。

(ii) 前腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・前腕部のみを加えること。

ii 作業用義足（鉄脚）

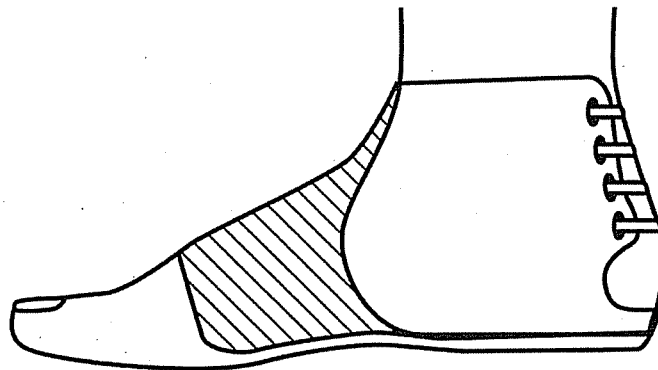
(i) 股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「(ウ)の支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。

(ii) 下腿義足作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・下腿部を加えること。

(c) 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

図-9のようにソケットと足先ゴムを軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えること。

図-9 支持部を加算できる足部



d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

(a) 義手用ハーネス

i 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10 から図-20 に示す。

ii 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準じて取り扱うこと。

iii 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。（図-14、15、18、19、20 参照）

iv 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。（図-20 参照）

図-10 肩義手用胸郭ベルトハーネス一式

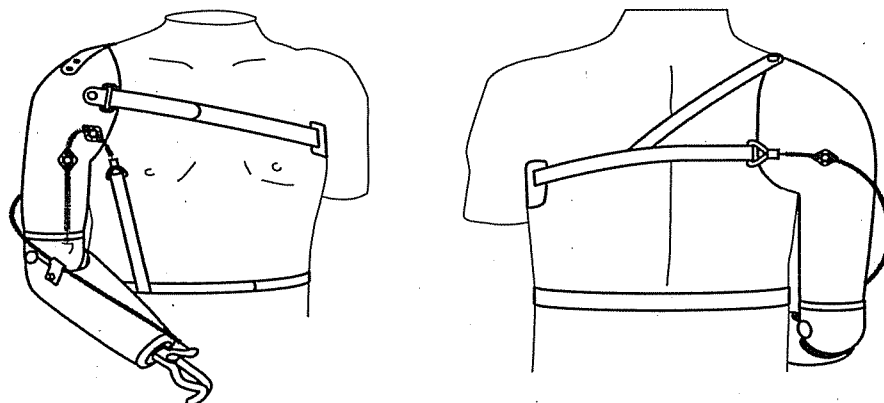




図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

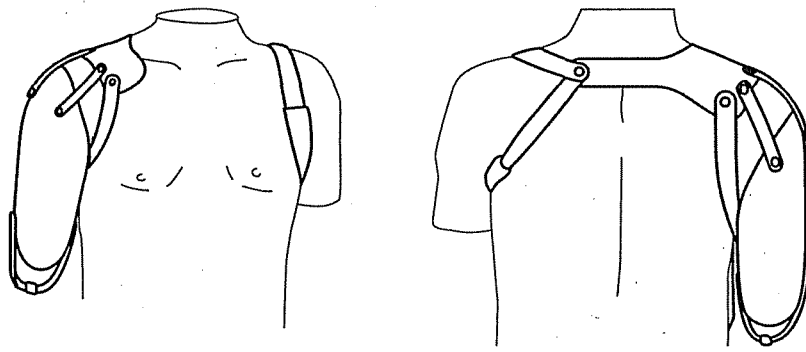


図-12 上腕義手用胸郭ベルトハーネス一式

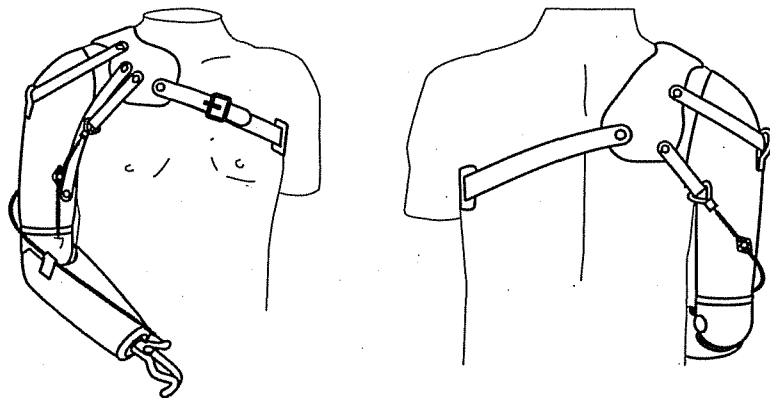


図-13 上腕義手用8字ハーネス一式

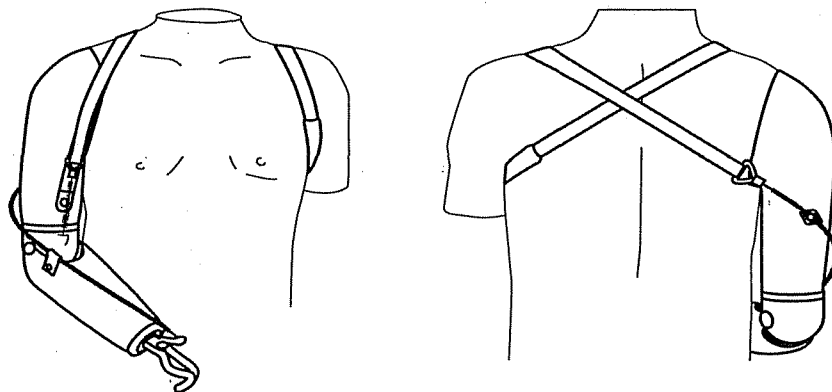


図-14 前腕義手用胸郭ベルトハーネス一式  
(胸郭ベルトハーネス一式と上腕カフの組み合わせ)

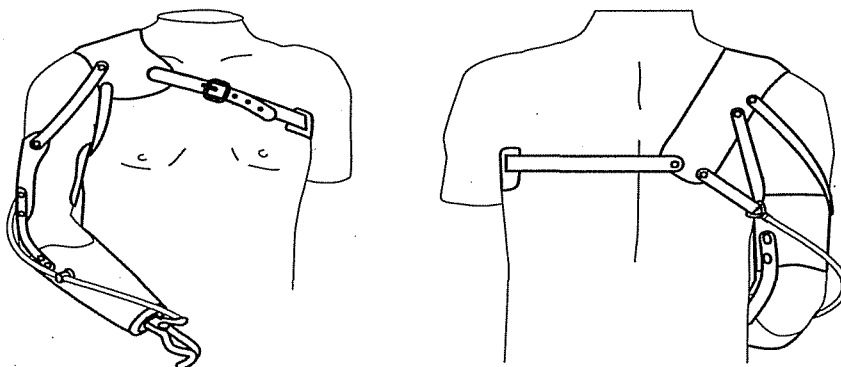


図-15 8字ハーネス式と上腕カフの組み合わせ例  
(前腕義手用)

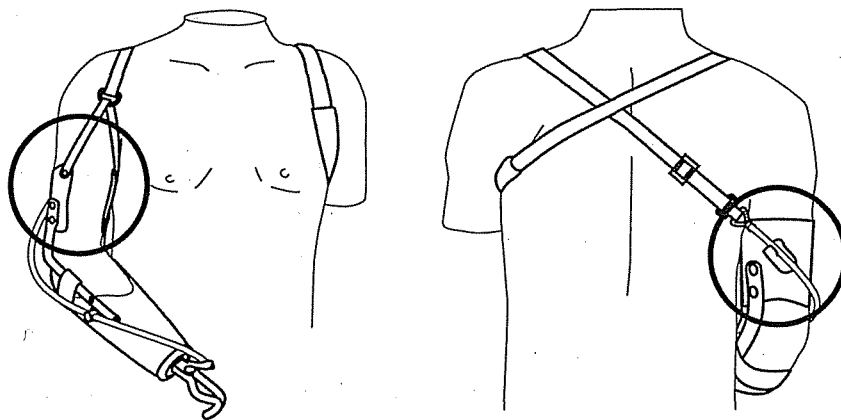


図-16 前腕義手用9字ハーネス式

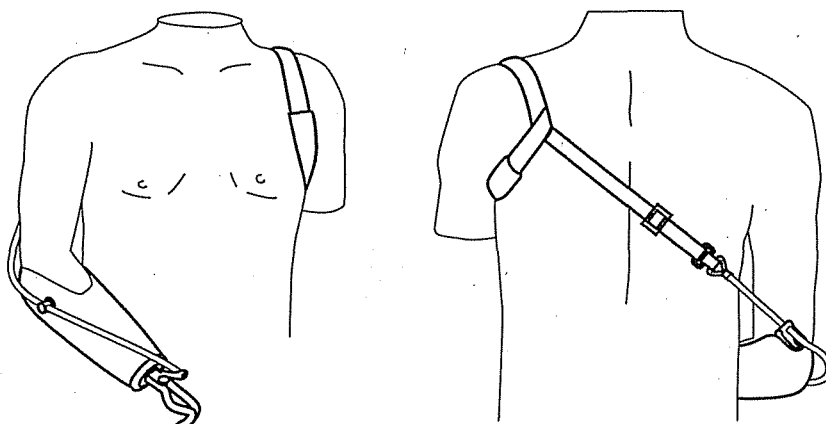


図-17 上腕カフ (装飾用カフバンド)

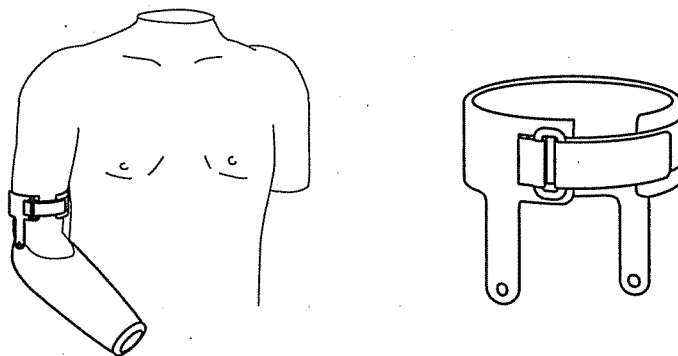


図-18 前腕義手用9字ハーネス式と  
上腕カフの組合せ

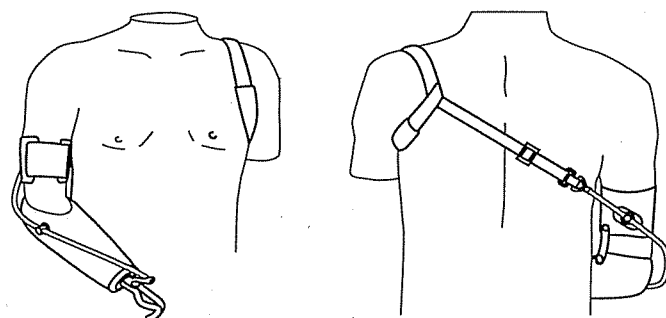


図-19 上腕カフ（三頭筋パッド）

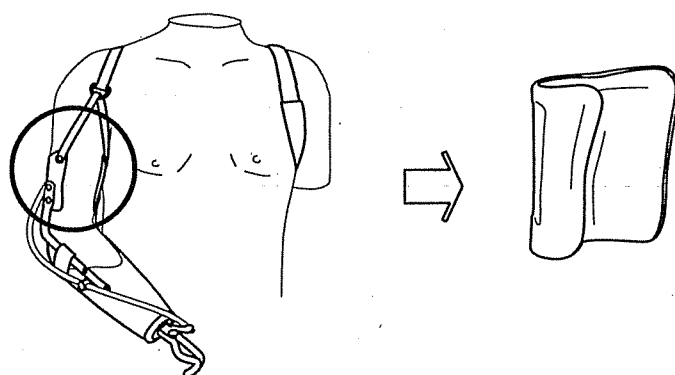
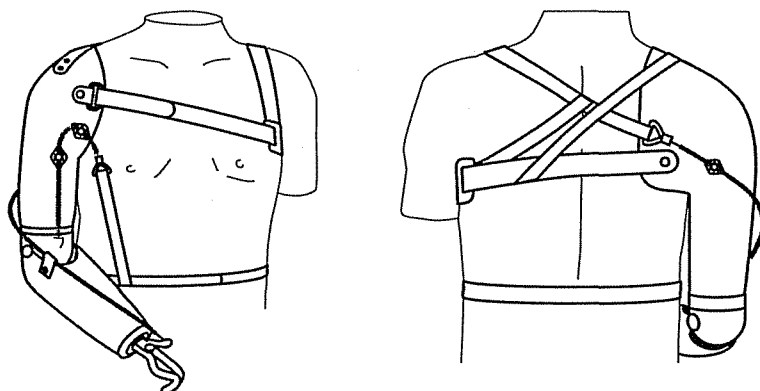


図-20 肩義手用胸部ベルトハーネス一式と前腕義手用9字ハーネス一式の組合せ



(b) 義足懸垂用部品

- i 膝義足は大腿義足用に、サーム義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
- ii 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。（図-21 参照）
- iii 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。（図-22、23 参照）
- iv 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- v 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフは、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。

図-21 シレジアバンドの区分

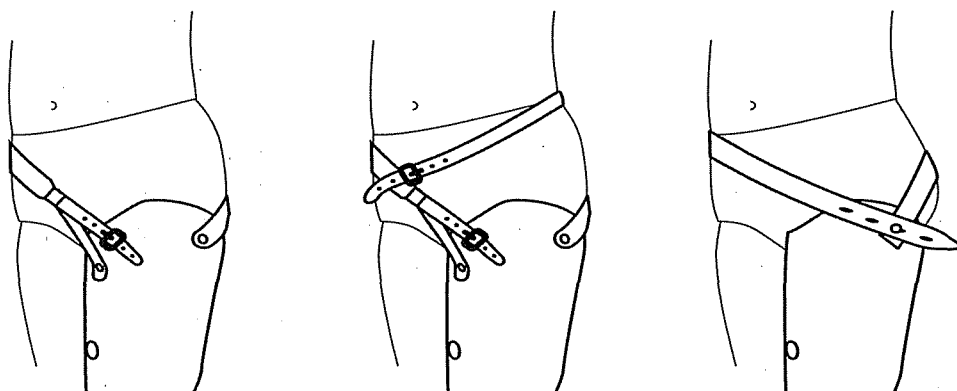


図-22 大腿義足懸垂部品の区分

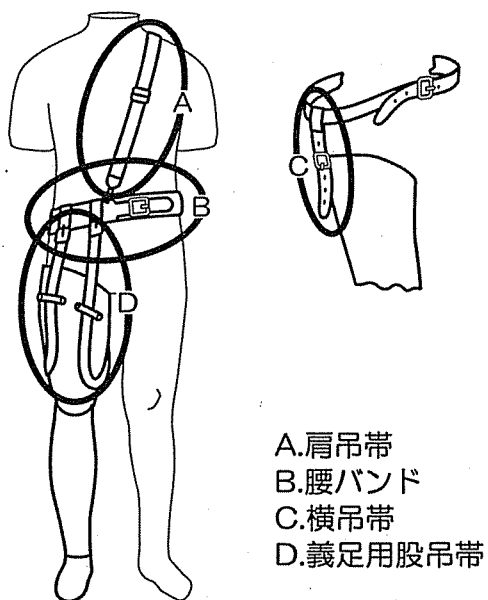
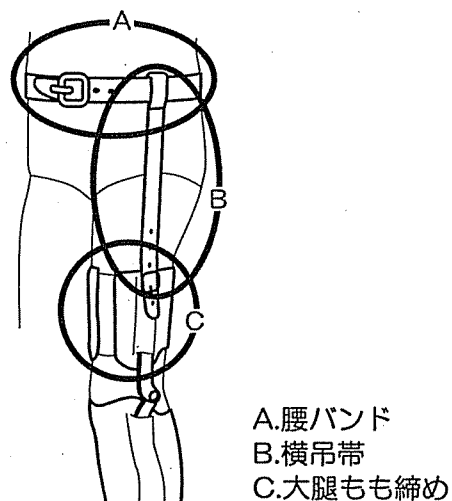


図-23 下腿義足懸垂用部品の区分



e 外装

外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

(a) 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-24、25 参照)

図-24 外装を加算できない事例

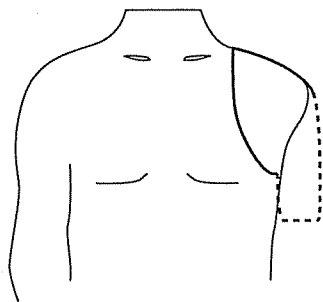
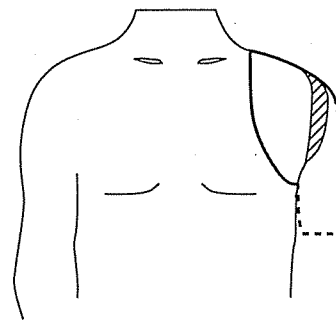


図-25 外装を加算できる事例



(b) 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-26、27 参照)

図-26 外装を加算できない事例

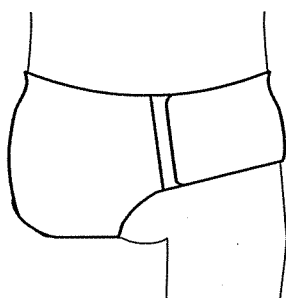
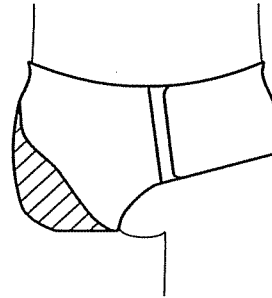


図-27 外装を加算できる事例



(c) 足部

- i 足部の表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができる。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- ii 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「オの完成用部品」に定めるところによるものとする。

ただし、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

a 義手用部品

- (a) 肩継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- (b) 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 手継手は、一組の価格であること。
- (d) 義手の作業用に付ける手先具は、3個を範囲として必要な数だけ加算することができること。
- (e) フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6ヵ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。
- (f) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

b 義足用部品

- (a) 股継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- (b) 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 次に掲げる部品については、足部が含まれた価格であること。  
(KI-BU-B19-1, KI-BU-B19-2)
- (d) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

## 2 骨格構造義肢

### (1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

### (2) 価格構成

要綱の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

#### ○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素 材 の ロ ス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小 物 材 料 費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材 料 管 理 費：素材の購入及び保管に要する経費

#### ○製作加工費

作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕  
等の作業時間相当人件費

製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基 本 価 格：採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図-28 参照）

骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-29、30 参照)

図-28 骨格構造義の価格体系

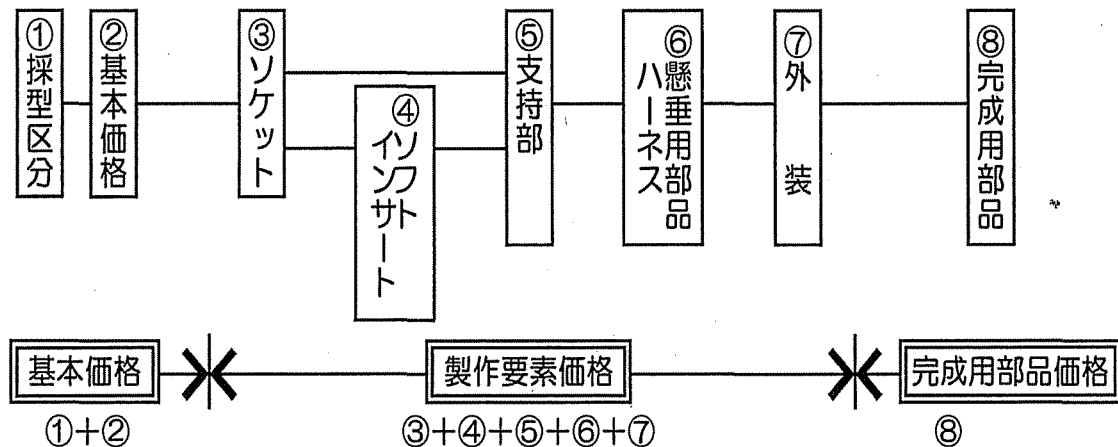
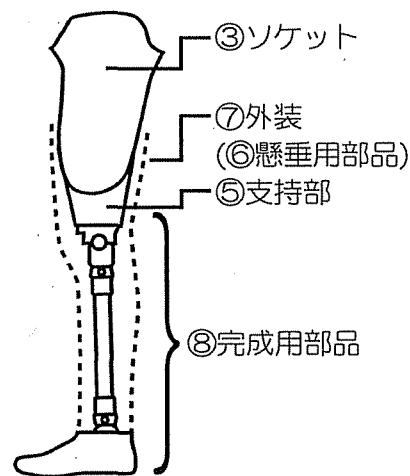
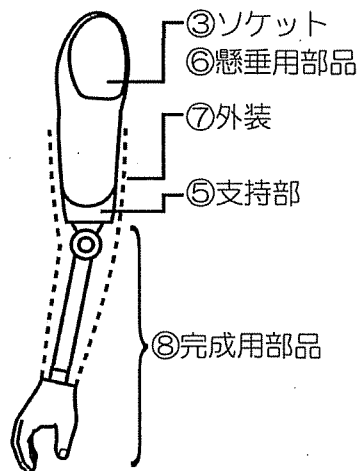


図-29 骨格構造義手の構成例

図-30 骨格構造義足の構成例



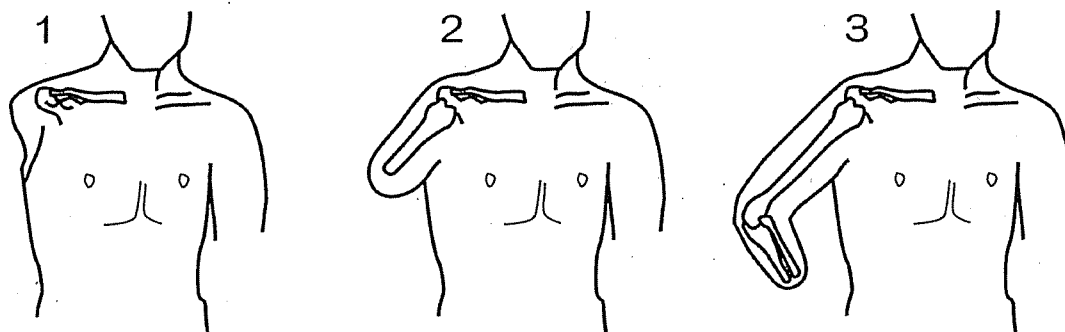
### (3) 基本価格

#### a 義手

- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
 

|         |          |          |
|---------|----------|----------|
| A-1 肩義手 | A-2 上腕義手 | A-3 前腕義手 |
|---------|----------|----------|
- (c) 顆上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのよ  
うに上腕骨顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (d) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支  
持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つ  
ものであること。

図-31 義手の採型区分

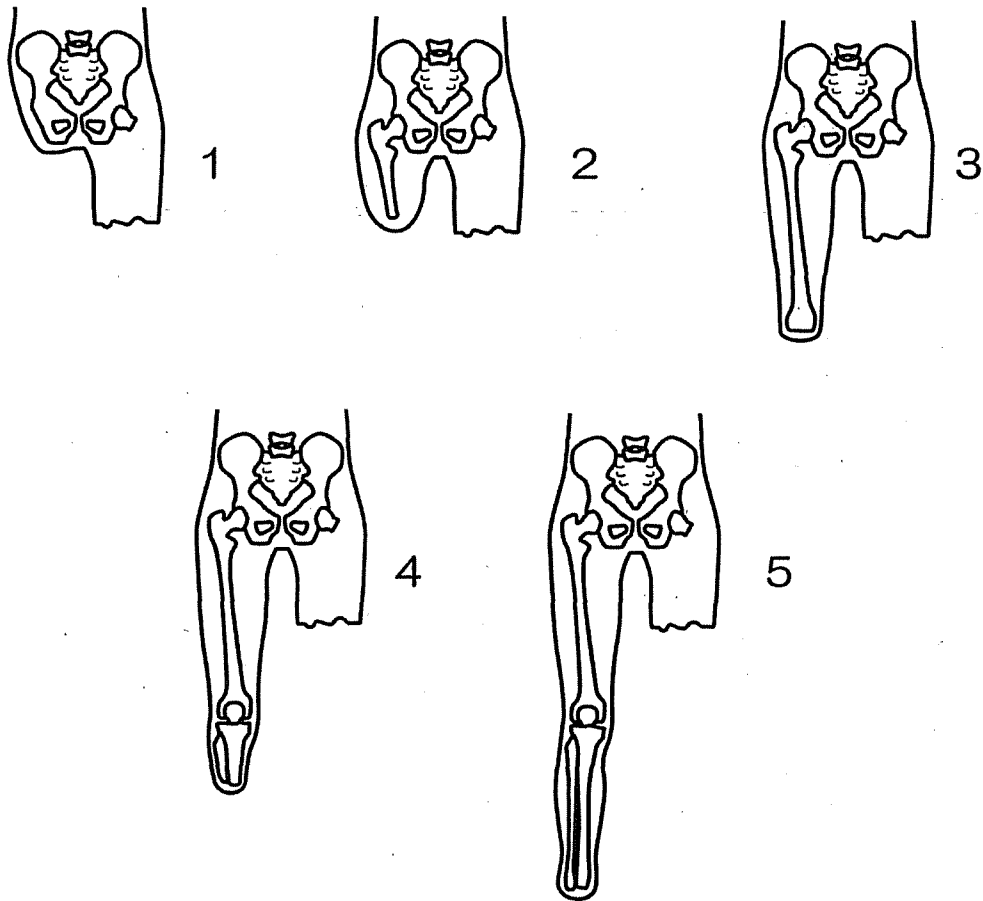


b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
  - B-1 股義足      B-2 大腿義足      B-3 膝義足
  - B-4 下腿義足      B-5 下腿義足(サイム義足)
- (c) キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (d) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (e) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (f) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (g) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。



図-32 義足の採型区分



#### (4) 製作要素価格

##### a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F. R. P. のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

##### b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況により

ソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

- (e) シリコンとは、F.R.P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

c 支持部

- (a) 支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

| 名 称       | 適 用 例         |
|-----------|---------------|
| 肩 義 手 用   | 肩義手の場合に限ること。  |
| 上 腕 義 手 用 | 上腕義手の場合に限ること。 |
| 前 腕 義 手 用 | 前腕義手の場合に限ること。 |
| 股 義 足 用   | 股義足の場合に限ること。  |
| 大 腿 義 足 用 | 大腿義足の場合に限ること。 |
| 下 腿 義 足 用 | 下腿義足の場合に限ること。 |

d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

e 外装

- (a) 外装は、フォームカバーを用いる場合にのみ加えること。  
(b) フォームカバーは、股部、膝部に皮革を当てる又は補強材を塗る等耐久性を持たせる工夫を施すこと。  
(c) フォームカバーは、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。  
(d) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、「オの完成用部品」に定めるところによるものとする。ただし、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

### 3 装具

#### (1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

#### (2) 価格構成

要綱の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

##### ○使用材料費

素 材 費：装具材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

##### ○製作加工費

作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計

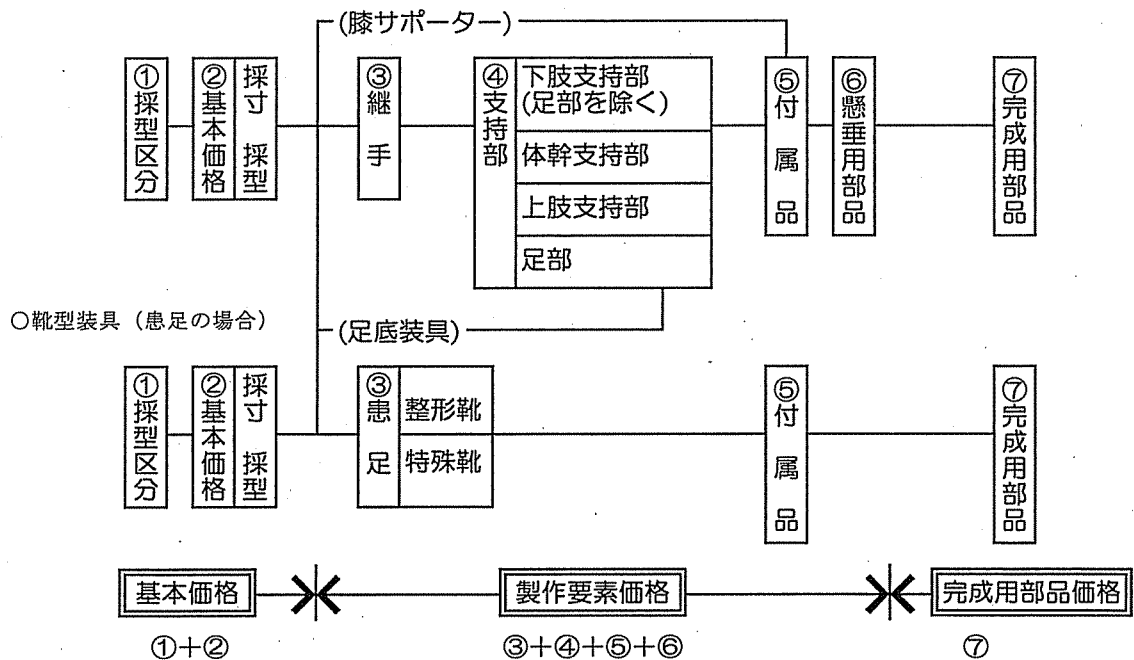
製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図－33 参照）

図-33 装具の価格体系

○下肢・体幹・上肢装具



### (3) 基本価格

#### a 共通事項

- 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。
- 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。
- 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。

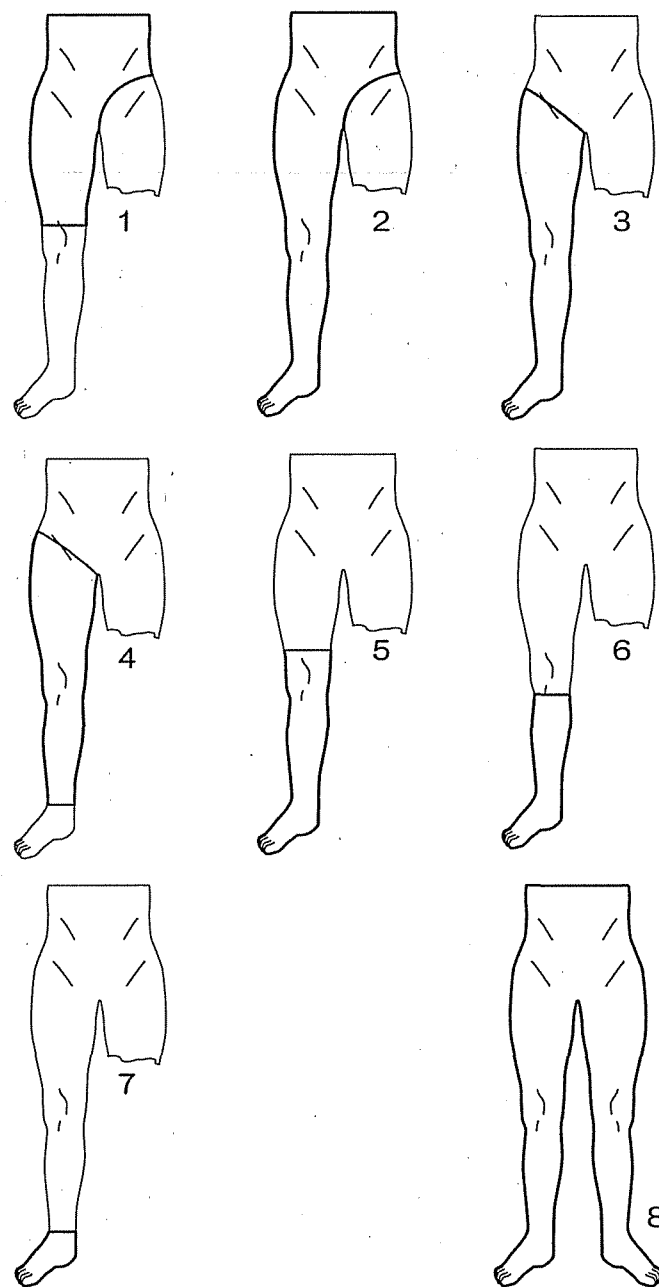
- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、右及び左を製作する場合には、下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、一側を一単位として加算することができること。

#### b 下肢装具

- 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」（図-34 参照）により決定すること。
- 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 股装具      A-2 長下肢装具（骨盤付）      A-3 長下肢装具  
A-4 膝装具      A-5 短下肢装具（顆上式）      A-6 短下肢装具  
A-7 足底装具      A-8 両長下肢装具（骨盤付）

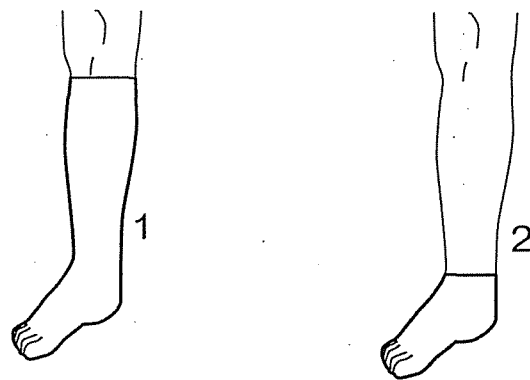
図-34 下肢装具の採型区分



c 靴型装具

- (a) 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-35 参照)により決定すること。
- (b) 靴型装具の基本価格は、右又は左の一侧当たりのものであること。
- (c) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
  - B-1 長 靴      B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴
- (d) 健足は採寸で取り扱うこと。

図-35 靴型装具の採型区分

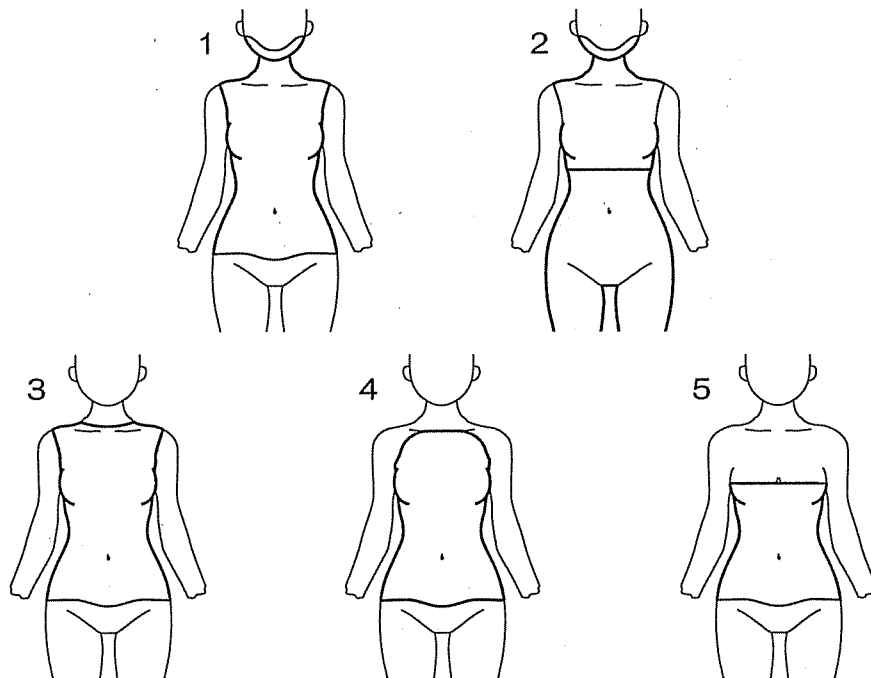


d 体幹装具

- (a) 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-36 参照)により決定すること。  
 (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| C-1 頸椎装具(胸椎装具付) | C-2 頸椎装具 |
| C-3 胸椎装具(肩バンド付) | C-4 胸椎装具 |
| C-5 腰椎装具、仙腸装具   |          |

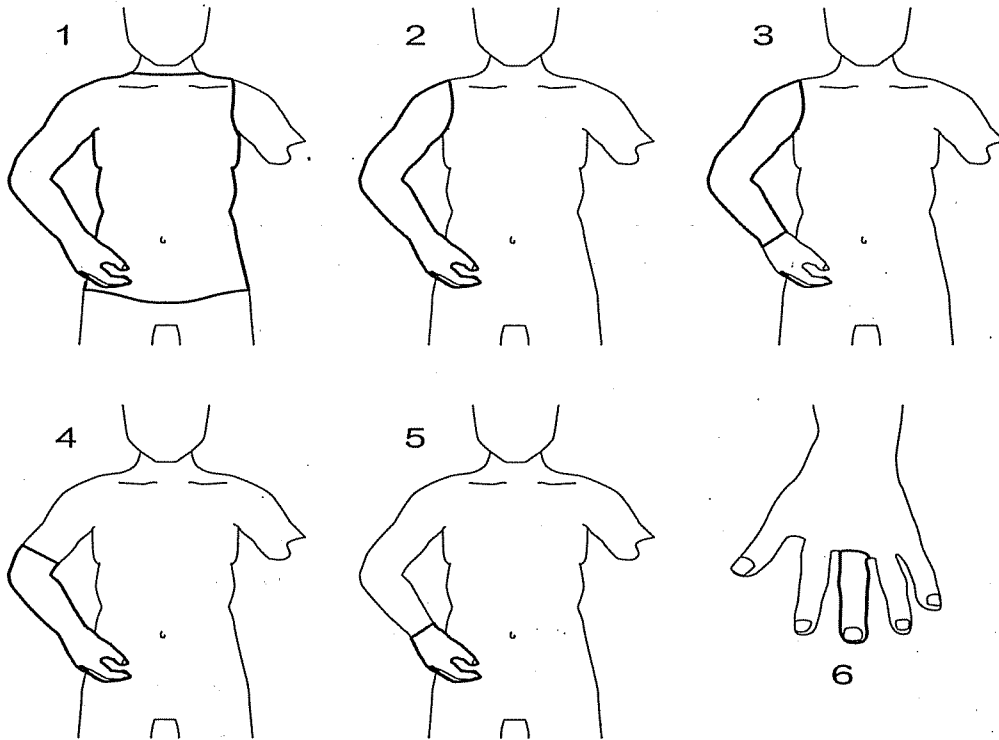
図-36 体幹装具の採型区分



e 上肢装具

- (a) 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37 参照)により決定すること。  
 (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| D-1 肩装具             | D-2 肘装具(タイプ1)        |
| D-3 肘装具(タイプ2)       | D-4 手背屈装具、長対立装具、把持装具 |
| D-5 短対立装具、MP屈曲・伸展装具 | D-6 指装具              |

図-37 上肢装具の採型区分



(4) 装具の製作要素価格

a 下肢装具

(a) 継手

i 固定継手

(i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。 (図-38 参照)

(ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii 遊動継手

(i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。

(図-39 参照)

(ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

iii プラスチック継手

(i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。

(ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格 (価格×1) とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。 (図-40 参照)

(iii) 継手部品として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状の如何を問わずフレキシブルアングルの場合に限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。

(iv) 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手とし

て取り扱うこと。

iv その他

- (i) 鋼線支柱の場合は、遊動の価格とし、片側を一単位とすること。

(図-41 参照)

- (ii) 短下肢装具用の板バネ支柱の場合は、足継手の遊動の価格(価格×1)とすること。

(図-42 参照)

図-38 固定継手の加算方法

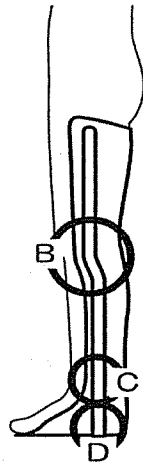


図-39 遊動継手の加算方法

A 股継手  
B 膝継手  
C 足継手  
D あぶみ

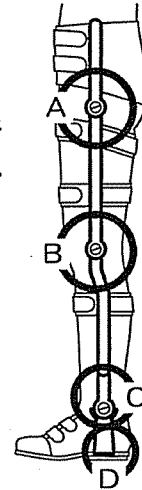
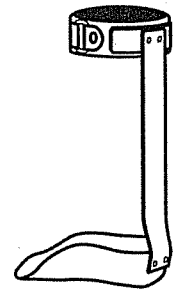
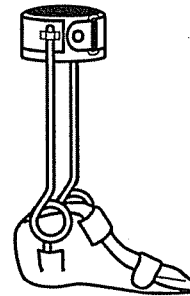
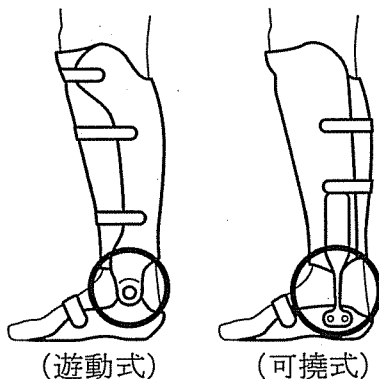


図-40 プラスチック継手の事例

図-41 鋼線支柱の事例

図-42 板ばね支柱の事例



(b) 支持部

- i 支持部とは、肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- ii 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を一単位とすること。
- iii 熱硬化性樹脂とは、F.R.P. のことで、ラミネートされたものであること。
- iv 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- v PTS式及びKBM式は、PTB支持式に準じて取り扱うこと。
- vi あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。



- vii 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- viii 足部のBの皮革の『大』とは、足部の半分以上を覆うものであって、いわゆる『足部おおい』であること。また、『小』とは、『足部おおい以外のもの』であって通常の足底板はこれに含まれること。
- ix 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、「オの完成用部品」を加算すること。
- x 超高密度ポリエチレン（オルソレン）は、オルソレンであって、サブオルソレンではないこと。
- xi 短下肢装具の「F 硬性」には、カフバンドを加算することができないこと。

(c) その他の加算要素

- i キャリパー及びツイスターを用いる場合は、完成用部品を加えられないこと。
- ii ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- iii 膝サポーターのみを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「cのその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動継手付きの場合は、製作要素価格の「aの継手」を加えること。
- iv 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
- v 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。
- vi 補高用足部とは、脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足型足部であり、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えること。
- vii ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。

b 靴型装具

(a) 製作要素

- i 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。
- ii 短靴とは、側革の高さが果部より低い靴であること。
- iii チャッカ靴とは、側革の高さが果部までの靴であること。
- iv 半長靴とは、側革の高さが果部を覆う靴であること。
- v 長靴とは、側革の高さが概ね下腿の2/3までかかる靴であること。

(b) 患足

- i 右又は左の一侧を一単位とすること。

- ii 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。
- iii 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型をおこし作られた靴であること。
- iv グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。
- v 支柱を必要とする場合には、「(7)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

(c) 健足

- i 右又は左の一侧が健足である場合に加えること。
- ii 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。

(d) 付属品等の加算要素

- i 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足継手より上の方に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
- ii スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず一単位とすること。
- iii マジックバンドは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える分につき加算すること。

iv 補高

- (i) 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
- (ii) 靴の補高とは、靴の表底に補高を張り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。

c 体幹装具

- (a) 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りでないこと。
- (b) 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- (c) ジュエット型の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- (d) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具について加算することができること。なお、価格は、1カ所当たりのものであること。
- (e) バタフライ、会陰ひも及び腹圧強化バンドについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。
- (f) 体幹装具軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。

d 上肢装具

(a) 継手

i 固定継手

- (i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全

く動きのない継手であること。

(ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii 遊動継手

(i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。

(ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には、固定・遊動切替式の継手も含まれること。

iii プラスチック継手

(i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。

(ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格（価格×1）とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。（継手については、下肢装具を参照）

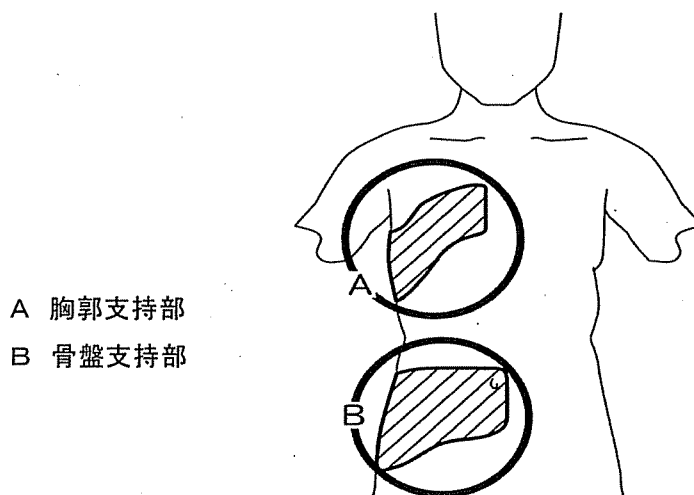
(iii) プラスチック継手を用いる場合は、当該完成用部品を加算できないこと。

(b) 支持部

i 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を一単位とすること。なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。（図-43 参照）

ii 半月及び皮革の価格は、1カ所当たりのものであること。

図-43 支持部の区分



(c) その他の加算要素

i 基節骨パット及び中・末節骨パットは、背側及び掌側の片側又は両側を一単位とすること。（図-44 参照）

ii アウトリガーの価格は、1カ所当たりのものであること。

（図-45 参照）

iii 伸展・屈曲補助バネの価格は、1本当たりのものであること。なお、肘

伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを用いる場合は、下肢装具に準じて取り扱うこと。(図-46 参照)

iv 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の支給基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

図-44 基節骨パッド等の加算要素区分

A 基節骨パッド

B 中・末節骨パッド

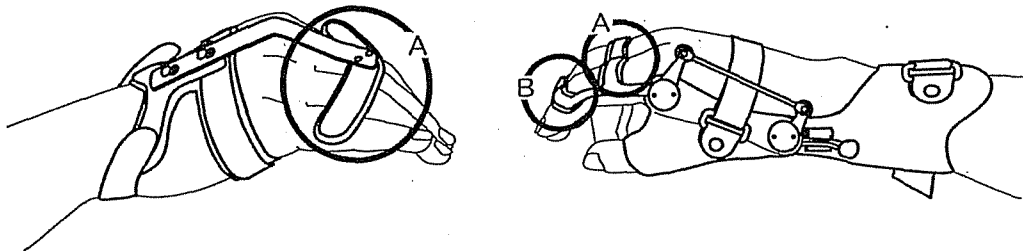
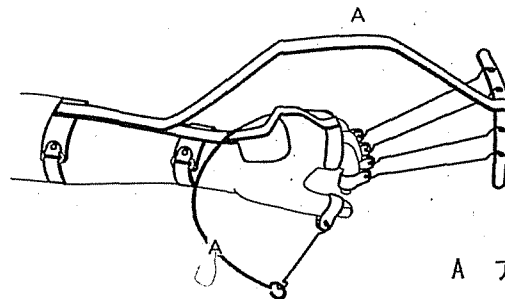
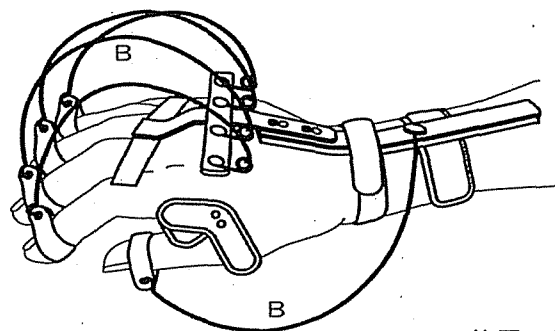


図-45 アウトリガーの加算要素区分



A アウトリガー

図-46 伸展・屈曲補助バネの加算要素区分



B 伸展・屈曲補助バネ

#### (5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「オの完成用部品」に定めるところによるものとする。ただし、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

#### 4 座位保持装置

##### (1) 製作工程

座位保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

##### (2) 価格構成

要綱の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

###### ○使用材料費

素 材 費：座位保持装置材料リストによる素材購入費

素 材 の ロ ス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小 物 材 料 費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費  
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材 料 管 理 費：素材の購入及び保管に要する経費

###### ○製作加工費

作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費  
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の  
作業時間相当人件費

製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

座位保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

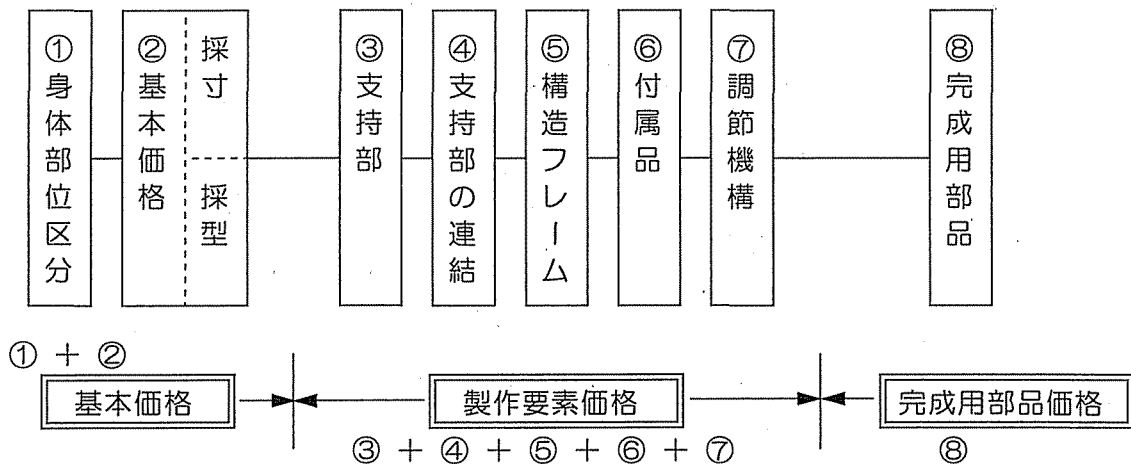
基 本 価 格：採型（又は採寸）使用材料費及び基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよ  
う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完 成 用 部 品 価 格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図-47 参照）

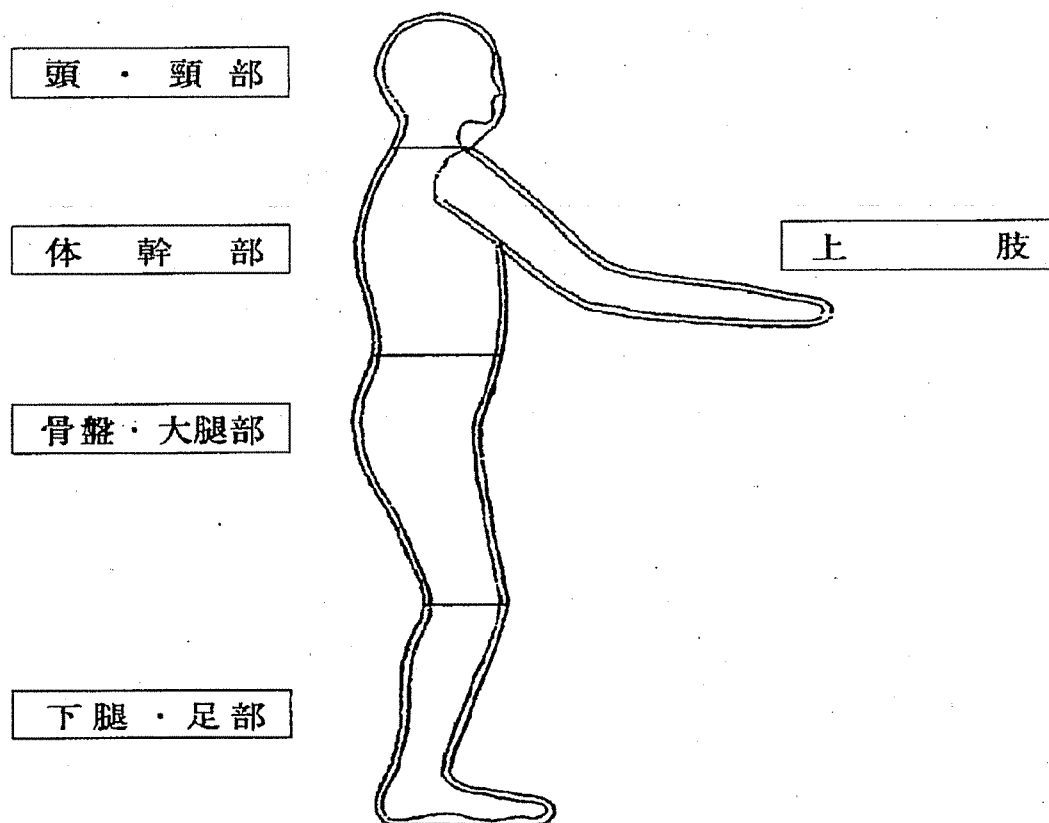
図－47 座位保持装置の価格体系



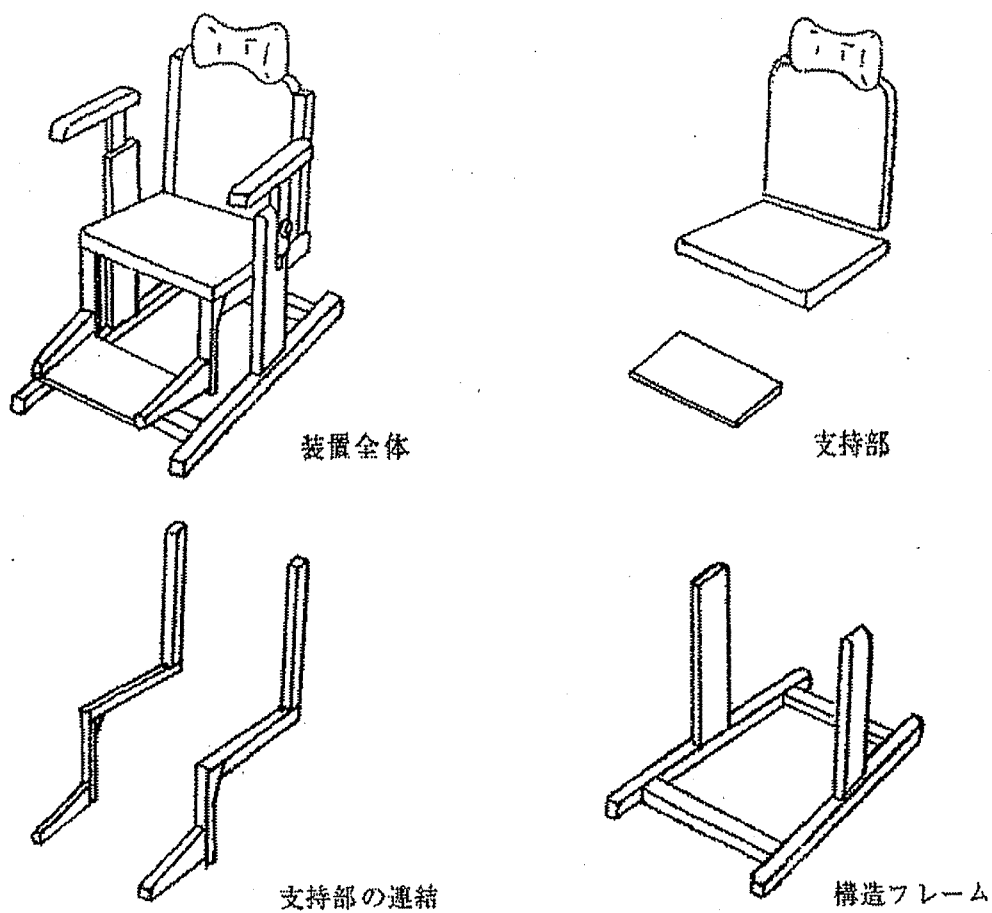
### (3) 基本価格

- a 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- b 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- c 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- d 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(ウ)採型、(エ)設計図の作成、(カ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- e 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- f 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること。

図－48 座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分



図－49 座位保持装置の構成概念図



#### (4) 製作要素価格

##### a 支持部

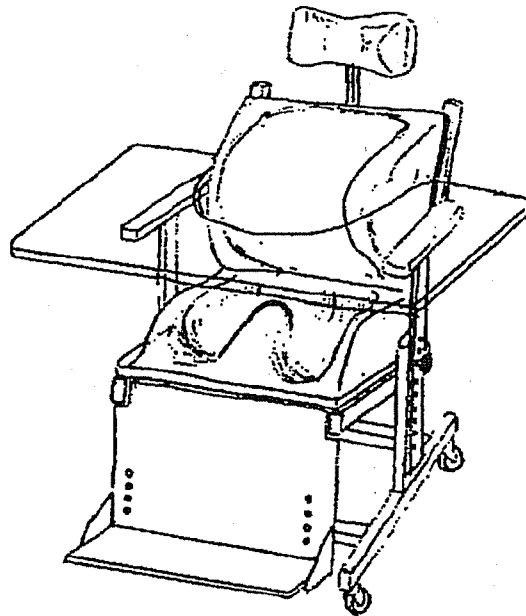
###### (a) 共通事項

- i 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- ii 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。
- iii 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

###### (b) モールド型

- i モールド型の支持部とは、採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせで姿勢を保持する機能を有するものであること。 (図－50 参照)
- ii 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の80%に相当する額とすること。

図－50 モールド型の例



###### (c) フレックス構造

フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

##### b 支持部の連結

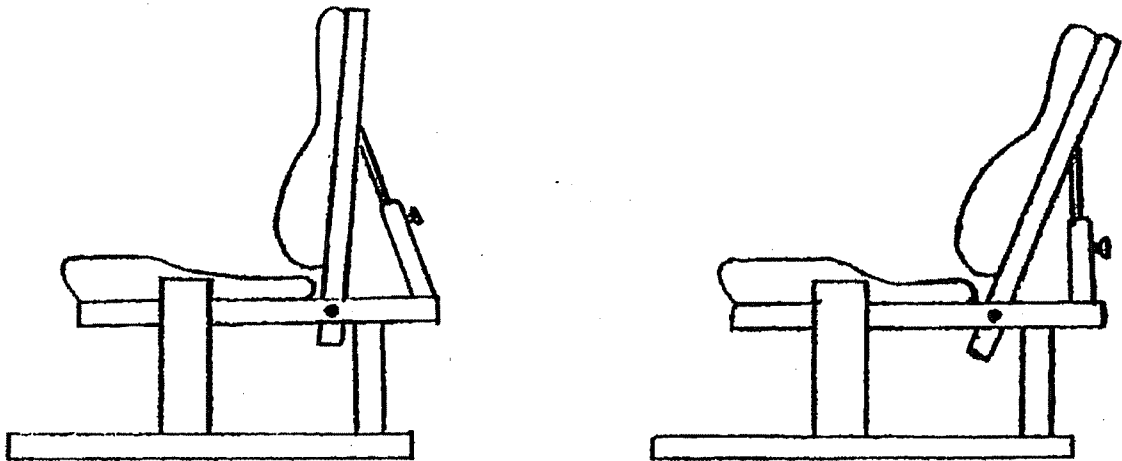
###### (a) 共通事項

- i 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- ii 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。

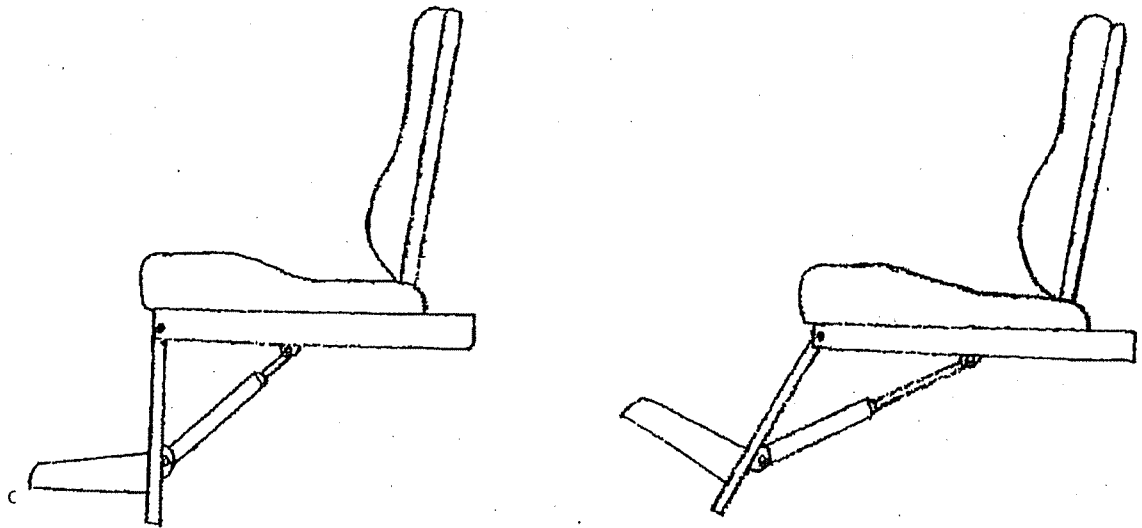


- iii 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
  - iv 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
  - v フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
  - vi 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の支給基準に準じて取り扱うこと。
- (b) 角度調整用部品
- i 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
  - ii 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。
- (c) その他
- i 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。  
(図－51 参照)
  - ii 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーター）は、「膝部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。  
(図－52 参照)

図－51 リクライニングの概念図



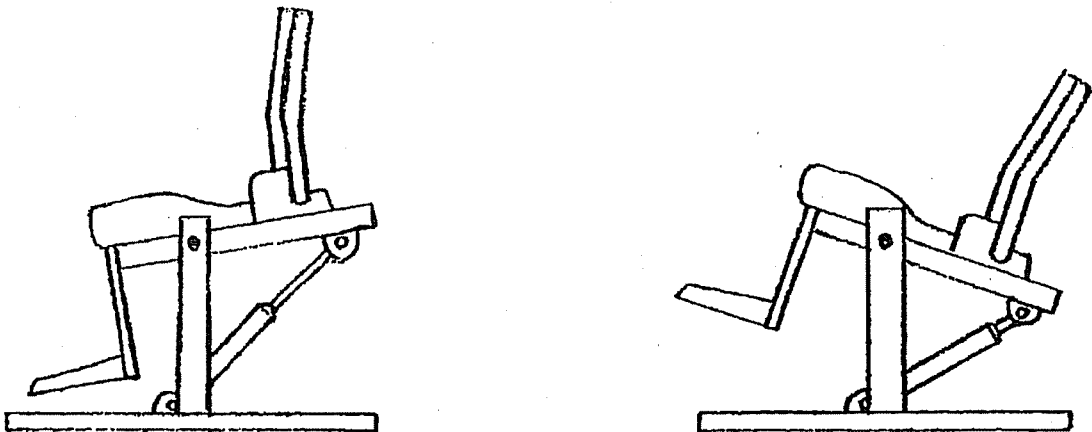
図－52 エレベータティングの概念図



c 構造フレーム

- (a) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (b) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。 (図－53 参照)

図－53 ティルト機構の概念図



- (c) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」＋「構造フレーム」＋「ティルト機構加算」＋「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。
- (d) 車いすとしての機能を付加する場合は、車いす支給基準（普通型又は手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。
- (e) 座位保持装置として製作する部分が、車いすに備わっているため重複することとなる部分（座布、背当シート、肘当て、レッグレスト、フットレスト等）については、車いす修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車いす側の機構を優先することとし、座位保持

装置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。

(f) 車いすフレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。

(g) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

d 付属品

(a) 共通事項

i 価格は、一単位（個・本）の額とすること。

ii 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(b) カットアウトテーブル

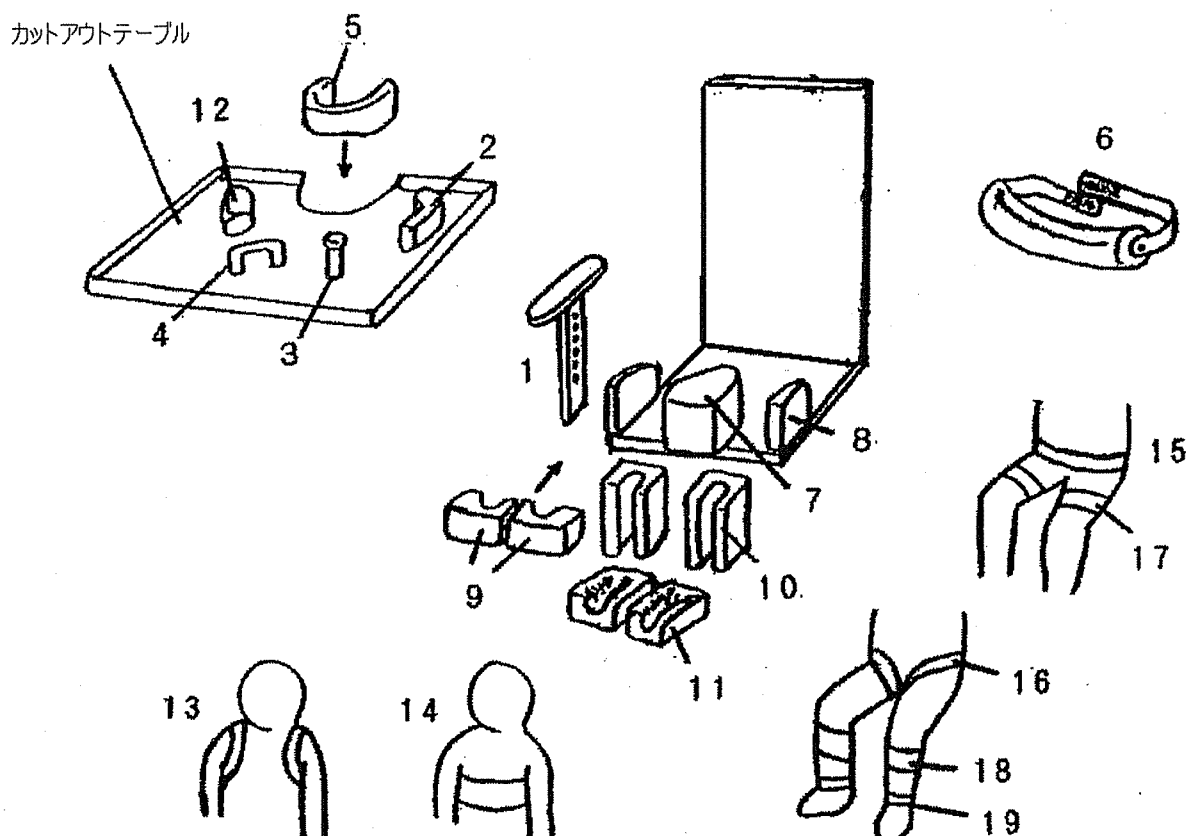
i カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。

ii 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。

(c) 上肢保持部品、体幹保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。

なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができること。

図－54 付属品の例



| 名 称    | 種 類                                                                                                       | 機 能                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上肢保持部品 | 1 アームレスト<br>2 肘パッド<br>3 縦型グリップ<br>4 横型グリップ                                                                | 上肢の支持<br>肩甲帯のリラクゼーション抑制、不随意運動の抑制<br>手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持<br>同 上                                                                         |
| 体幹保持部品 | 5 胸パッド<br>6 胸受けロール                                                                                        | 体幹の前傾防止<br>同 上                                                                                                                        |
| 下肢保持部品 | 7 内転防止パッド<br>8 外転防止パッド<br>9 膝パッド<br>10 下腿保持パッド<br>11 足部保持パッド                                              | 股関節の内転防止<br>股関節の外転防止<br>前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定<br>下腿の交差防止<br>足部の保持                                                                        |
| ベルト部品  | 腕ベルト<br>12 手首ベルト<br>13 肩ベルト<br>14 胸ベルト<br>15 骨盤ベルト<br>16 股ベルト<br>17 大腿ベルト<br>膝ベルト<br>18 下腿ベルト<br>19 足首ベルト | 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持<br>同 上<br>体幹の正中保持、前傾防止<br>体幹の前傾防止<br>骨盤の保持<br>骨盤の前ずれ防止<br>大腿部の保持<br>前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定<br>下腿部の保持<br>膝の伸展防止、足の横ずれ防止 |

(e) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。

(f) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

(g) 内張りとは、アームレストやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。

(h) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。

(i) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。

e 調節機構

- (a) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。
- (b) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームレストに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

## 第2 修理に関する取扱い

### 1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「支給基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

| 修 理 項 目                                                                                                     | 価 格                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ア ソケットの交換                                                                                                   | 採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。             |
| イ ソフトインサートの交換                                                                                               | 採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。           |
| ウ 支持部の交換                                                                                                    | 交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。                                  |
| エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換                                                                                       | 交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の基本価格をもって修理価格とすること。                   |
| オ 外装の交換                                                                                                     | 交換した外装の価格をもって修理価格とすること。                                   |
| カ 完成用部品の交換                                                                                                  | 完成用部品の交換に係る基本価格に、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。 |
| キ ソケットの調整                                                                                                   | 断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。   |
| (注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格を加算すること。<br>2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。 |                                                           |

#### (1) ソケットの交換

##### a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

##### b ソケットの価格

- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

#### (2) ソフトインサートの交換

- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的に

ソフトインサートを製作する場合の価格であること。

- b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルを作らなくてもよいこと。

### (3) 支持部の交換

- a 支持部交換を行う場合は、ソケット交換、継手交換、アングルブロック交換、幹部交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができること。
- b 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。
- c 熱可塑性樹脂を用いる場合の価格は、セルロイドに準じて取り扱うこと。
- d 幹部、鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。

### (4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

- a 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、当該基本価格に支給基準の使用部品価格を加算すること。
- b 修理項目の中で支給基準に掲げられていない修理については、当該基本価格をもって修理価格とすること。
- c 金具部品交換の基本価格には、美錠等の金具部品の価格が含まれていること。
- d 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。
- e 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。

### (5) 外装の交換

- a 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。
- b 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- c リアルソックスを必要とする場合は、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装」に定める額を加算すること。

### (6) 完成用部品の交換

- a アライメント調整を必要とするもの
  - (a) アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
  - (b) 前留金具部品交換は、全体の交換とし、支持部の価格を加算できないこと。
  - (c) 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
  - (d) 外装を必要とする修理は、外装の価格を加算することができること。
- b アライメント調整を必要としないもの
  - (a) アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とす

- ること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
- (b) 溶接は、外装交換の有無にかかわらず支持部修正を必要としない溶接であること。
- (c) 吸着バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の基本価格を加算すること。
- (d) その他アライメント調整を必要とするもの以外の修理であること。

## 2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理については、「支給基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

| 修 理 項 目                                                                                                                                                           | 価 格                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア ソケットの交換                                                                                                                                                         | 採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。                                                                                                                                           |
| イ ソフトインサートの交換                                                                                                                                                     | 採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。                                                                                                                                         |
| ウ 支持部の交換                                                                                                                                                          | 交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。                                                                                                                                                                |
| エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換                                                                                                                                             | 交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。                                                                                                                                                   |
| オ 外装の交換                                                                                                                                                           | 交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。                                                                                                                                              |
| カ 完成用部品の交換                                                                                                                                                        | 使用部品ごとに「支給基準のオの完成用部品」に掲げる額に、2,500 円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。 |
| キ ソケットの調整                                                                                                                                                         | 断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。                                                                                                                                 |
| <p>(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。</p> <p>2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。</p> <p>3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。</p> |                                                                                                                                                                                         |



### (1) ソケットの交換

#### a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含み、ソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

#### b ソケットの価格

- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

### (2) ソフトインサートの交換

- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。
- b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルの製作を省略することができること。

### (3) 支持部の交換

支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

### (4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。

### (5) 外装の交換

- a フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。
- b リアルソックスを必要とする場合は、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装の交換」に定める額を加算すること。

### (6) 完成用部品の交換

ストッキネット、吸着バルブ、エアパイロンポンプ等の交換及び断端袋の支給（交換を含む。）については、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

## 3 装具

装具の修理については、「支給基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

| 修 理 項 目      | 価 格                                  |
|--------------|--------------------------------------|
| ア 継手及び支持部の交換 | 修理項目ごとに「支給基準のエの製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準の |

|                                                                                                                                                                                                                                   |            |                                          |                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                   |            |                                          | アの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。                                                             |
| イ                                                                                                                                                                                                                                 | 完成用部品の交換   |                                          | 修理項目ごとに「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。                                                          |
| ウ                                                                                                                                                                                                                                 | マジックバンドの交換 |                                          | 修理箇所ごとに 25 mm 幅のもの及び 50 mm 幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格とすること。 |
| エ                                                                                                                                                                                                                                 | 溶接         |                                          | 修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。                                                                      |
| オ                                                                                                                                                                                                                                 | その他の交換・修理  |                                          |                                                                                                    |
| (ア)<br>修理<br>部位                                                                                                                                                                                                                   | 下肢装具       | 足底革交換又は<br>足底ゴム交換                        | 修理項目ごとに「修理基準のエのその他の交換・修理の(ア)の修理部位」に定める額とすること。                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                   | 靴型装具       | 本底交換                                     |                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                   |            | 足底挿板交換                                   |                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                   |            | 半張交換<br>踵交換<br>積上交換<br>底張かけ交換<br>ファスナー交換 |                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                   |            | 細革交換                                     |                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                   | 体幹装具       | 硬性コルセット<br>筋金交換<br>軟性コルセット<br>筋金交換       |                                                                                                    |
| (イ)                                                                                                                                                                                                                               | (ア)以外の部位   |                                          | 修理項目ごとに「支給基準のエの製作要素価格」に掲げる価格とすること。                                                                 |
| (注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「支給基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。<br>2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。<br>3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。<br>4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。<br>5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。 |            |                                          |                                                                                                    |

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとする。

#### 4 座位保持装置

座位保持装置の修理については、「支給基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

| 修 理 項 目                                                   |                                                          | 価 格                                                                                                                                   |         |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ア 支持部の交換                                                  |                                                          | 「支給基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。                                                               |         |
| イ 支持部の調整                                                  |                                                          | 寸 法 調 整                                                                                                                               | 形 状 調 整 |
|                                                           | 頭 部<br>上 腕 部<br>前腕・手部<br>体 幹 部<br>骨盤・大腿部<br>下 腿 部<br>足 部 | 修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。                                                                                                     |         |
| ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換                                     |                                                          | 修理項目ごとに「支給基準のエの製作要素価格の(イ)の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。                                              |         |
| エ 構造フレームの交換                                               |                                                          | 「支給基準のエの製作要素価格の(ウ)の構造フレーム」に掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。<br>車いすとしての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車いすの修理基準に準ずること。 |         |
| オ 付属品の交換                                                  |                                                          | 修理項目ごとに「支給基準のエの製作要素価格の(エ)の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。                                                                                    |         |
| カ 調節機構の交換                                                 |                                                          | 修理項目ごとに「支給基準のエの製作要素価格の(オ)の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。                                                                                   |         |
| キ マジックバンドの交換                                              |                                                          | 25mm 幅のもの及び 50mm 幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。                                                       |         |
| ク 完成用部品の交換                                                |                                                          | 修理項目ごとに「支給基準のオの完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。                                                                                             |         |
| (注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「支給基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。 |                                                          |                                                                                                                                       |         |

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「支給基準の(1)殻構造義肢のオの完成用部品」、「支給基準の(3)装具のオの完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。

### 第3 モジュラー方式車いすに関する取扱い

モジュラー方式の車いすを構成する部品は、別表「モジュラー方式車いすの構成」に掲げるものとする。

#### 別表

#### モジュラー方式車いすの構成

| 名 称      | 構 成 内 容 | 構 成 部 品                                                   |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------|
| フレーム     | サイドフレーム | サイドベースフレーム、サイド拡張フレーム（一体型も同じ）                              |
|          | クロスフレーム | 折りたたみフレーム（固定連結フレームも含む）                                    |
| 身体支持ユニット | バックレスト  | 背当シート（バックレストシートも同じ）、バックレストパイプ                             |
|          | 座       | 座布（座シートも同じ）                                               |
|          | アームレスト  | アームレスト、アームレスト取付部品、スカートガード                                 |
|          | フットレスト  | フットレスト（フットプレート（パイプ状プレートも同じ）、ステップポストを含む）、レッグレスト            |
| 大車輪      | 駆動輪     | ハブ取付部品、ハブ、ハブ軸、スポーク、リム、タイヤ、チューブ、ハンドリム                      |
| キャスター    | キャスター   | キャスター（キャスターフォーク、キャスターステム、キャスター取付部品、キャスターホイール、キャスタータイヤを含む） |
| ブレーキ     | ブレーキ    | ブレーキ、ブレーキ取付部品                                             |

